平成２１年（フ）第１５３号
宮城県大崎市松山金谷字金田112番地15
債務者　杉山　静子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１４４号
岐阜県海津市平田町幡長86番地２
債務者　小谷　竹光
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第８９４号
兵庫県小野市大島町714番地の４
債務者　田中　**隆**之
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８９５号
神戸市東灘区住吉宮町２丁目４番７号
債務者　辰井　政章
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９１８号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目１番２―1201号
債務者　吉松　圭子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９９号
兵庫県川西市萩原１丁目９番25号102、前住所兵庫県川辺郡猪名川町杉生字靴掛１番地の13
債務者　西濱　輝幸
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２１７号
兵庫県伊丹市東有岡１丁目18番地２　コープ野村第２伊丹Ｄ―106号、住民票上の住所兵庫県伊丹市梅ノ木三丁目３番23号　ドルフ梅ノ木Ａ―102号
債務者　扇　　辰巳
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第５４８号
兵庫県尼崎市浜田町４丁目24番地、前住所兵庫県尼崎市大庄北５丁目19番３号朝日荘２階奥
債務者　和田　　治
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６０６号
兵庫県尼崎市西難波町３丁目26番16号、前住所兵庫県尼崎市建家町82番地
債務者　掛谷　範生
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７９号
群馬県みどり市笠懸町阿左美3219番地８
債務者　岡崎　司郎
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月21日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第８０号
群馬県みどり市笠懸町鹿4512番地３
債務者　小倉　貞雄
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月21日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第２７８号
秋田市外旭川字小谷地153番地５
債務者　三上　晴美
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８０号
秋田市新屋大川町26番30号　シャイニングガーデン205
債務者　小松　　宏
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８１号
秋田市新屋南浜町８番37号
債務者　佐藤智恵子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８３号
秋田市新藤田字大所84番地１
債務者　伊藤　啓子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８４号
秋田市新藤田字大所84番地
債務者　伊藤　真弓
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６７号
秋田県由利本荘市石脇字下長老沼140番地５
債務者　成田　悦子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
秋田地方裁判所本荘支部